

令和元年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期日 令和元年6月18日

会場 伊南会館

南会津町農業委員会事務局

# 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月18日(火) 午後1時25分

2 開催場所 伊南会館

3 出席した委員

農業委員 11名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 5名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又工門	田島第 10	渡部和幸
館岩第2	大山 憲三	南郷第2	五十嵐久長		

4 欠席した推進委員 2名

田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治		
------	-------	------	-------	--	--

5 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一
------	--------	---------	--------	----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告について」であります、本日は全員出席であります。  
また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、5名に出席していただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」でありますが、会議規則第20条第2項の規定により、  
2番 星 利信 委員、4番 湯田重行 委員  
を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。

事務局 (事務局長が会議資料により報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありました、ご質問等がありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり)  
議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事件番号1から24について、調査担当の南郷第2区 五十嵐久長推進委員から、調査結果の報告をお願いします。

南郷2 五十嵐久長です。番号1から24について調査結果を報告します。6月6日に調査をしました。譲渡人は議案書のとおりで、74歳です。譲受人は記載のとおりで34歳です。専業農家でトマトと水稻農家です。譲渡人と譲受人は親子関係で後継者に生前贈与をするという内容です。譲受人は夫婦で農業に従事しており、地域の若い担い手です。経営面積は田が8,561m<sup>2</sup>、畑が5筆で1,107m<sup>2</sup>、合計9,668m<sup>2</sup>です。共有地に関しては現在耕作されていないそうです。以上、特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1から24について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1から24については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に事件番号25について審議いたします。担当調査員の田島第7区浅沼誠治推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果を報告してください。
事務局	事務局の八木沢です。 本日、推進委員が欠席しておりますが、調査結果を委員よりお預かりしておりますので報告いたします。議案書では5ページになります。 ×××地区の案件になります。調査は6月5日に調査を行っております。申請人は議案書に記載のとおりとなります。申請地は譲受人の自宅のすぐ近くの農地になるそうです。申請理由ですが自宅に近いということで、譲受人の要望によりまして申請地を△△△△円で譲渡すということです。譲受人が今まで借り受けて耕作していた農地だったということで、両者の関係も良好で、譲渡人としては無償でよいという想いでいたが、最終的には△△△△円、10アール当たり□□□□円の金額で決まったということです。 農地法第3条の許可基準との整合性ですが、「下限面積」につきましては、申請地は農用地区域の農地ではありませんので、1m <sup>2</sup> 以上ということで問題はないということです。農作業への常時従事要件につきましては、毎日畑に出て作業をしているということで、合計360日でこちらも問題ないということです。「地域との調和要件」につきましては、これまでも借受けして耕作していたことから、地域で問題も起きていないことから何ら支障はないと思われます。「全部耕作要件」につきましては、40m <sup>2</sup> という面積なのでこちらも問題ないと思われます。「効率的な利用」の点につきましては、トラクターなどの大農機具を所有しており、効率的な利用に問題はありません。 「農業生産法人以外の法人が権利を取得する場合」の要件につきましては、法人ではなく個人ですので問題ありません。 以上、調査結果を報告いたしますので、審議をお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号25について原案のとおり決定すること

- にご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、事件番号 25 については原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に事件番号 26 について審議いたします。担当調査員の田島第2区星又工門推進委員から調査結果の報告をお願いします。
- 田島2 星です。調査の報告をいたします。  
譲渡人は○○○○さんという方で年齢は 90 歳、譲受人が●●●●さん 38 歳です。会社役員となっています。この方は会社役員ですが農業従事日数は約 50 日ということで、家族の方が奥さんとお母さんがそれぞれ 80 日、さらに、おばあさんが元気で 30 日の従事日数となっています。許可を受けようとする土地は××××の□□□□の近くの田んぼです。譲渡人が高齢化によって経営縮小するということで、譲渡したいということで、6月 15 日に面談をしてきました。譲受人は不在でしたので電話での確認ということでございます。
- 議長 説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
- (「ありません。」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 26 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、事件番号 26 については原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に事件番号 27 について審議いたします。担当調査員の田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の報告をお願いします。
- 田島1 渡部です。  
6月 10 日に調査をしてまいりました。譲渡人は記載のとおりで 52 歳です。□□□□勤務です。譲受人は記載のとおりで 59 歳です。来年定年退職を迎えるあたり、経営面積を増やしたいということで、これまででも 70 アールぐらい耕作しております。必要な道具もそろっています。特に問題はないと思います。今回の申請地は住宅地の中の農地ということで、単価が高くなっています。申請地は自宅から 100m くらいのところで、便利な場所となっています。特に問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(議長) 申請地は畠ですが、作物は何を作る計画ですか。
田島1	(渡部昭雄) 直売所の野菜等を作りたいということです。
3番	(湯田義三) 金額がだいぶ高いようですが、評価額も高いということでどうか。
事務局	(事務局長) 申請地ですが、役場近くの住宅地の中の農地で都市計画区域の用途区域内です。将来的には宅地化が十分考えられるところでありますので、宅地並みの価格で折り合いがついたと思われます。地域の優良農地の売買価格に影響することはないと思われます。
議長	そのほかありませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 27 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 27 については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に事件番号 28 と 29 について審議いたします。担当調査員の館岩第2区 大山憲三推進委員から調査結果の報告をお願いします。
館岩2	館岩2区の大山です。 聞き取り調査を6月 10 日に行いました。譲渡人の住所は××××となっていますが、現在は△△△△の自宅に住んでおります。譲受人宅に伺って議案書のとおり間違いないことを確認いたしまして、その後譲渡人宅に同行していただいて、譲渡人にも確認をしてまいりました。農用地区域以外であり、無償で譲り渡すということです。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
	(「ありません。」の声あり)

議長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 28 と 29 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 28 と 29 については原案のとおり決定いたしました。
議長	次に事件番号 30 から 35 について審議いたします。担当調査員の田島第 10 区 渡部和幸推進委員から調査結果の報告をお願いします。
田島 10	推進委員の渡部和幸です。 6月 13 日に譲受人、譲渡人双方に確認をしてまいりました。譲渡人は電話で確認をいたしました。譲渡人は記載のとおりで××××在住の 69 歳です。譲受人は議案書に記載のとおりです。両者は親戚関係で、父親同士が兄弟であるとのことです。譲渡人は町外在住で農業ができないということで譲受人に贈与するということです。面積ですが、田 5 筆と畑 1 筆の合計で 1,464 m <sup>2</sup> です。譲受人の父親は農業をしておりトラクターなどの機械設備もそろっています。今後適正に管理していただけるものと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 30 から 35 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 30 から 35 については原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第 1 号の審議を終了します。
議長	日程第 5 「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号 1 について、地区担当調査員の館岩第 2 区大山憲三推進委員から調査結果の説明をお願いします。
館岩 2	館岩第 2 区の大山憲三です。 譲渡人と譲受人は親子です。現在同居していますが、譲受人の子供が 3 人ということで、手狭になってきたことから、申請地に家を建てたいという内容です。6月 10 日に現地を確認し譲渡人に話を聞いてまいり

ました。申請書記載のとおりであることを確認してきました。県道に面していて、住宅と駐車場用地を確保したいということあります。申請事由のとおり適地であり、周辺農地への影響も在りません。以上、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、举手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号1について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、事件番号1は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に事件番号2について、地区担当調査員の田島第4区湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 事務局の八木沢です。

湯田慎也推進委員が欠席しておりますが、調査結果を委員よりお預かりしておりますので報告いたします。調査は6月10日に行っております。申請理由は、現在両親と同居している状態なんですが子供が増えまして手狭になったことから、自分たちの家を新築するということで、両親の家に近いこと、居住が便利であること、周辺農地への影響が少ないとなどを勘案して、今回申請地を選択したということです。

申請地は、田島地域の××××ということで新興住宅街になります。周辺農地も農地としての様相は呈していない状態ということで、周囲の営農に与える影響はありません。現地は新興住宅街の住宅が連担する中でありますので、第3種農地という風に考えております。雨水等については既設の排水溝に配水する計画となっています。汚水は合併処理浄化槽で処理した後既設の排水溝に配水する計画で、排水に関しての問題はないと思われます。一般基準の点についてですが、資力につきましても住宅ローンの事前審査済みということで書類が提出されております。転用行為の妨げとなる権利も土地にはついておりません。

「許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みについても問題ないと思われます。申請に係る事業について行政庁の免許・許可・認可等につきましても何もありませんでしたので、こちらも問題ありません。転用面積についても基準の500m<sup>2</sup>を超えておりませんので、問題はございません。以上の結果から許可相当ということで報告をいただいておりますので、審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、举

	手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議長	日程第6 「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。
事務局	事務局の八木沢です。 調査結果をお預かりしていますので事務局から報告させていただきます。田島地域の××××地区の案件になります。申請人と所在等につきましては、議案書の10ページに記載のとおりでございます。 申請地の経過でございますが、昭和43年から平成21年まで自宅の家屋を建てまして宅地として使用してきたとのことでございます。これにつきましては、申請人から提出された南会津町が発行した家屋所有証明書というのがありますと、これによると昭和43年から平成20年まで家屋が存在していたことが確認できております。現在は更地になっておりますが、□□□□でこの土地を送迎用の車のUターン場所として利用されていて、硬くなっている状態です。家屋があったということでコンクリートの破片や大きな石が埋まっている状態でした。これにつきましても申請人から提出がありました町が発行する土地公課証明書というものがありますと、平成11年から平成30年までの20年間、宅地として課税されていることを確認しております。平成11年からということなんですがそれ以前の年度のものについては、町でデータを保有していないということで証明のしようがないということで、平成11年からデータのある平成30年まで宅地として課税されているという内容になっております。 以上の2の点から、申請地は非農地化してから20年以上経過していることが証明されるものと考えられます。現況確認に関する基準でありますが、申請地が農振農用地でないことなんですが、こちらは農振農用地ではありません。それと非農地の状態が20年以上継続していることということでございますので、こちらの方も課税の状況から20年以上経過していることが確認できます。 以上のことから、委員の方からは申請のとおり証明することが相当であるという報告であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
5番	(平野恒二) 資料3についてお聞きしたいんですが、グーグルの写真だと□□□□と申請地の間に道路があるようなんですが、公図には道路がないんですが、どのようになっていますか。
事務局	(八木沢補佐) 想像になってしまいますが、町道敷きになっている部分が町有地ということがありますて、地目変更をしないでそのまま道路を作ってしまったということではないかと思われます。
5番	わかりました。
議長	そのほかありませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第3号の審議を終了いたします。
議長	日程第7 「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の馬場です。 「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。今回議案第4号につきましては、追加議案、追加資料がございますのでそちらを合わせてご覧いただきたいと思います。まず本日お配りした一覧表をご覧ください。6月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が14筆・11,964m <sup>2</sup> 、畑が16筆・8,707m <sup>2</sup> で計30筆・20,671m <sup>2</sup> です。新規は、田が4筆・6,075m <sup>2</sup> です。畑が6筆・3,448m <sup>2</sup> です。再設定と新規合わせて田が18筆・18,039m <sup>2</sup> 、畑が22筆・12,155m <sup>2</sup> で合計40筆・30,194m <sup>2</sup> です。
	次に利用権設定の内訳であります。議案書の13ページをご覧ください。5番から12番までは使用貸借権が設定されています。こちらは貸付人が自ら耕作できないということで、貸付人の希望によるものとなっております。内訳は32番までありますが、本日お配りした追加資料をご覧いただきまして、左側の番号33番から40番まで設定されているものであります。こちらについては農地中間管理事業の利用権設定となってお

ります。35 番から 40 番まで使用貸借権が設定されていますが貸付人は高野の方で川島の農地を自作していましたが、管理していただけるのであればということで、貸付人の希望で設定しております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議長 日程第8 「議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の馬場です。

「議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。本日お配りしました追加議案、及び追加資料の一番最後のページにあります、田島地域の農用地利用配分計画（案）一覧表（機構貸付）をご覧ください。先ほど議案第4号で福島県農業振興公社に貸し付けた農地を、今度は〇〇〇〇外2名の扱い手に配分するという計画になっています。配分を受ける3名は認定農業者であり、営農類型としては〇〇〇〇については水稻とトマト、●●●●については水稻と花、△△△△については水稻とソバとなっており、複合経営をされていて、経営面積についてもそれぞれ 15 ヘクタールを超えているということから、特に問題はないと思われます。△△△△の3筆につきましては、右側の貸借期間が7年となっていますが、平成28年に田部の方が耕作していましたが、経営面積を縮小したいということで、解約届が出されました。農地所有者と公社の契約は継続していますので、新たな耕作者ということで△△△△が残りの期間を耕作するという内容になっています。以上で議案第5号について説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。 本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
議長	次に、協議事項に入ります。 事務局から提案してください。
事務局	(事務局長が令和2年度農業施策の要請事項に関する検討について説明)
議長	説明が終わりました。 皆さんからの意見を求めます。
10番	(室井文一委員:有害鳥獣対策の実態から市町村への支援に関する意見)
6番	(塩生隆晴委員:個体数調整に対する動物保護団体の動きに関する意見)
3番	(湯田義三委員:捕獲有害鳥獣の処分に関する意見)
議長	ほかにないようですので、協議を終結します。 令和2年度農業施策の要請事項については、事務局提案のとおり、福島県農業会議に提出することといたします。
議長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 業務日程について説明)
議長	何か、ご質問ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) その他に入ります。
事務局	(事務局長 業務連絡事項の発言あり)
議長	その他で皆さんから何かありましたら、お願ひします。
議長	(「ありません。」の声あり) ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務  
代理

はい、それでは慎重審議ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和元年第6回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後2時50分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議長

2番

4番